

会議の公開・非公開について

県が所有する施設等の整備方針について議論するものであり、今回の議題（２）については、情報公開条例第 8 条第 1 項第 6 号の非開示情報に当たる。

〈 参 考 〉

■情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 号）第 19 条

実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 1 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 2 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

■非開示情報（情報公開条例第 8 条第 1 項から抜粋）

6 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの。

■情報公開条例の解釈及び運用基準（情報公開条例第 8 条第 1 項第 6 号関係抜粋）

〔解釈〕

4 「公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、次のような情報をいう。

- (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であつて、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの
- (2) 行政内部の各種会議、意見交換等の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
- (3)～(4) 略
- (5) その他公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報